

参議院議員

様

## 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求めます

2024年 月 日  
新日本婦人の会 支部

新日本婦人の会は創立以来 61 年、暮らしと平和、子どものしあわせ、女性の地位向上をめざして、草の根から運動を広げるとともに、国連 NGO の女性団体として世界の女性との交流・連帯をすすめています。

政府は 20 数年ぶりに「食料・農業・農村基本法」を見直し、今国会で、新たな「基本法」制定をめざしています。政府が示す「新基本法」案には、疲弊する農業への抜本的な対策はなく、むしろ「食料自給率を単なる 1 つの指標」に格下げし、食料自給率向上への国の責任を放棄しようとしています。

日本のカロリー自給率は 38%、先進国の中でも最低で、穀物自給率 28% は世界 185 カ国中 129 位です。生命維持の根幹である農業に対する国の予算は 1980 年時の 8.4% から 2.3% へ低下しています。一方、軍事費は膨れ上がり、24 年度予算は 7.9 兆円と、実に農水予算の 3.5 倍となっています。農業従事者の平均年齢は 68.4 歳とあと 10 年で農業・農村が崩壊しかねない状況です。

世界的な食料危機が進行し、お金を出せばいつでも輸入できる時代は終わりを告げています。国民の食料を確保するために、農畜産物の輸入拡大路線をさらに推進するのではなく、兼業農家や新規就農者を含め、家族農業者を応援する農政への転換こそ求められています。生産費に見合う価格保障と所得補償で、国内農家への支援を強化し、国内での増産、食料自給率向上をめざすべきです。私たちは以下要請します。

- 1、「新基本法」は、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務としてください。
- 1, 国民的な議論を広くおこない、拙速な審議、採決はやめてください。